

に～よん貯筋通帳交付事業実施要領

(目的)

第1条

に～よん貯筋通帳（以下「通帳」という。）は、健康的な生活習慣を確立することでフレイルを予防し、健康寿命を延ばすことを目的として、毎日の活動を記録するために交付する。

(交付対象者)

第2条

通帳は、40歳以上の交付を希望する西淀川区民を対象に交付予定数の範囲内で交付する。

(交付方法)

第3条

通帳は、西淀川区内で開催する所定のイベント及び別表1における各窓口で交付する。

(記載内容)

第4条

通帳には、第1条に規定する目的に沿った筋力トレーニング、歩数、日々の体調等の記録、健康づくり・介護予防に関する活動内容・イベントへの参加記録を記載する。

(記載方法)

第5条

通帳への活動記録の記載は、交付を受けたものが自ら行う。

(に～えん（ポイント）の付与及び数)

第6条

- 1 通帳の交付を受けた区民が第1条に定める目的に沿った活動を行ったと認めたときに、に～えん（ポイント）を付与する。
- 2 に～えん（ポイント）は、別表2（1）に定める活動内容に対して、それぞれ同表（2）に定めるに～えん（ポイント）を付与する。

(再交付)

第 7 条

- 1 通帳の再交付は、本人から破損・紛失等の申し出がある場合に限り行う。
ただし、交付予定数に達した場合には行わない。
- 2 再交付を行った場合、従前の手帳に記録した付与ポイント数は失効するものとする。

(交付に関する事務)

第 8 条

通帳の交付等に関する事務は、西淀川区保健福祉課健康推進グループが行う。

(実施期間)

第 9 条

この要領の実施期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日とする。

(その他)

第 10 条

この要領を実施するための事務の細目は保健福祉課保健主幹が定める。

附則 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

西淀川区役所保健福祉課健康推進グループ
西淀川区社会福祉協議会「ふくふく」
西淀川区地域包括支援センター
西淀川区南西部地域包括支援センター
西淀川区老人福祉センター

別表 2（第 6 条関係）

（１）活動内容	（２）付与に～えん（ポイント）数
毎日の筋トレ運動（１日あたり）	１に～えん（ポイント）
１日の目標歩数の達成（歩数が分かるもの（アプリ等）の提示が必要）	１０に～えん（ポイント）
所定のイベント活動参加（１日２回まで）	１０に～えん（ポイント）